

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 6



代表役員 1

A 代表役員の地位

宗教法人が必ず設置しなければならない機関が2つあります。前回までの責任役員で、もう1つがこれから述べる代表役員です。代表役員と宗教法人との関係は、責任役員と同じように民法上の委任・準委任の關係に類似した契約です。

代表役員とは、宗教法人を代表しその事務を総理する者をいいます(宗教法人法第18条3項)。宗教法人に常置され、かつ必須の執行機関で、1人に限られます。また代表役員は責任役員の中から選任されます(宗教法人法第18条1項)。しかし、代表役員の役割と責任役員の役割は法律上区別されています。宗教法人の規則では、通常代表役員たる責任役員と代表役員でない責任役員とに区別して定められています。

代表役員は株式会社という代表取締役と考えればよいでしょう。従って代表取締役の行為がその会社の行為となり、その行為の効力が会社に帰属するのと同様に、代表役員の行為がその宗教法人の行為となるわけです。

その場合、代表役員は自分の個人的行為と区別するため、宗教法人のために行為をすることを明示します。

代表役員の適法な行為だけでなく、不法行為についても宗教法人は責任を負わなければなりません。宗教法人法は、代表役員がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を、宗教法人が賠償しなければならないことを明記しています(宗教法人法第11条1項・2項)。

代表役員が誰であるかを知ることが、法人関係者や法人と取引しようとする第三者にとっては必要不可欠ということになります。そこで宗教法人法は代表役員を公示する規定をおいています。

B 公示の方法

代表役員の公示方法としては、まず登記があげられます。宗教法人法は代表権を有する者の氏名や住所及び資格を登記しなければならない旨を規定しています(宗教法人法第5条2項6号)。そして登記は所轄庁に届け出ておかなければなりません(宗教法人法第9条)。また代表役員に異動がある場合には、変更の登記をしなければなりません(宗教法人法第5条3号)。

公示方法としては、登記のほかに役員名簿の作成と備え付けがあげられます。宗教法人法は宗教法人の事務所に役員名簿を備え付けることを義務づけています(宗教法人法第25条2項2号)。役員名簿は財産目録等とともに所轄庁に提出し信者等の請求により一定の場合閲覧させなければならないことになっています(宗教法人法第25条第3項・第4項)。これを怠ったり、事実と異なった記載をしたりとすると罰則が適用されます(宗教法人法第8条4項)。昭和39年の法改正で責任役員が登記事項からはずされた結果、この役員名簿は、責任役員であるかどうかを確認する上で極めて重要です。

C 代表役員の資格

代表役員にも欠格事由、つまり代表役員になることのできない事由が定められています(宗教法人法第2条)。この欠格事由に該当しないことが代表役員になるための1つの条件です。この欠格事由は、①未成年者②成年被後見人又は被補佐人③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者、です。これは責任役員の場合と全く同じです。

D 破産と代表役員

代表役員が破産宣告を受ければ、その地位を失格することになります(民法第653条)。

破産者である者を代表役員に選任することはどうでしょうか。弁護士法第7条5号や司法書士法第4条と対比すると可能とする余地もありますが、破産は、宗教法人と代表役員との委任契約関係の終了となる事柄ですから(民法第653条2号)、破産者の就任は不可能と考えるべきだと思います。

E 選任方法

代表役員の選任方法は、充当制、任命制、選挙制の3つに分けることができます。どの方法でも任意に規則で定めることができます。

充当制ですが、これは特定の宗教上の地位にある者をもって代表役員に充てるという方法です。通常充て職と呼ばれているものです。住職や主管者等に就任すれば当然に代表役員に就任するという場合がこれに当り、多くの寺院や神社はこのような方法によっています。この場合は選任の手続きは不要です。また住職宮司等の地位を失うことにより、宗教法人の代表役員の地位を失うことになります。

任命制とは、包括宗教団体が代表役員を任命するという選任方法です。

この方法には、①特定の宗教上の地位にある者をもって任命する、②被包括宗教法人で選定した者を包括宗教団体が任命する、③被包括宗教法人で選任した者を包括宗教団体が認証するか、包括宗教団体に届け出る、の3つの場合に分けることができます。

選挙制とは、代表役員を選挙によって選び出す方法です。例えば、宗議会等の選挙で選ばれた宗務総長等が代表役員に就任するというような場合で、包括宗教法人や、単立宗教法人に多くみられます。

F 規則と代表役員

代表役員の資格及び選任方法は、宗教法人の規則で自由に定めることができます(宗教法人法第12条1項5号)。規則に定めがないときは、責任役員の互選によります(宗教法人法第18条2項)。いずれにしても責任役員であることが代表役員になるための条件となります(宗教法人法第18条1項)。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩